

所得税・消費税の決算・確定申告説明会

説明会では確定申告や青色決算書・収支内訳書の記載方法等について説明します。※確定申告書の提出や個別相談はできません。

【日時】2月1日(月) 13時30分～16時

【会場】勤労者福祉会館「臨湖」(長浜市港町4-9)

サラリーマンや年金受給者のための還付申告

年金受給者、給与所得の医療費控除、住宅借入金等特別控除および中途退職者の還付申告会場を開設します。

開催日	受付時間	会場
2月 3日(水)・4日(木)	9時30分～11時30分 13時～15時30分	米原公民館(米原市下多良3-3)
2月 5日(金)		長浜市民交流センター(長浜市地福寺町4-36)
2月 8日(月)・9日(火)		長浜市役所高月支所(長浜市高月町渡岸寺160)
2月10日(水)・12日(金)		長浜市役所浅井支所(長浜市内保町2490-1)

*相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲与所得の相談を行いません。

*電話でのお問い合わせは、長浜税務署に電話していただいた後、アナウンスに従い電話機を操作してください。

長浜税務署での確定申告相談日

●所得税および復興特別所得税 2月16日(火)～3月15日(火) 平日9時～17時

●贈与税 2月 1日(月)～3月15日(火) 平日9時～17時

*混雑状況により、相談受付を早め(16時頃)に締め切る場合があります。

*相続税の相談を希望する場合は、資産税担当(☎62-6186)へ面接日時等を事前に予約してください。

国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」を利用ください

申告書を印刷して郵送等で提出すれば、混雑した確定申告会場に向く必要がありません！
サラリーマンや年金受給者向けの申告書作成画面を新設しましたので、ご利用ください。

国税庁

検索



源泉所得税の納付は、 電子納税が近くの金融機関へ！

源泉所得税の納付は、簡単な手続きで利用できる
ダイレクト納付が便利です。

納税証明書の取得は、 e-Taxを使ったオンライン請求を！

納税証明書のオンライン請求を利用すると、短時間で受け
取ることができるほか交付手数料も安くなります。

問 長浜税務署 管理運営部門 ☎62-6146

20歳になったら国民年金に加入！

問 日本年金機構 彦根年金事務所 お客様相談室 ☎23-1116
市 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 FAX52-8730

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで重い障がいが残ったときなどに、あなたや家族を支えてくれる公的年金制度です。20歳になったら必ず加入しましょう。



20歳になったとき

- 職場の厚生年金などに加入していない人には、20歳到達日の前月に日本年金機構から加入手続きの案内が送付されます。忘れずに手続きを行ってください。
- 手続きは市役所各庁舎窓口、行政サービスセンターまたは日本年金機構彦根年金事務所です。

20歳前から障がいを持っている人

20歳前から障がいを持っている人は、20歳から障害基礎年金を受けることができます。(ただし、国民年金法で定められた障がいの状態の人) 詳しくは、お問い合わせください。

年金受給者のみなさんへ

公的年金等の源泉徴収票が 送付されます

老齢年金を受けている人には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月中旬に送付されます。確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」は非課税のため、源泉徴収票は送付されません。

障がい者控除対象者認定書の申請

確定申告等で障がい者控除を受けるには、原則として障害者手帳などの交付を受けている必要があります。しかし、手帳がなくても市が発行する「障がい者控除対象者認定書」の交付を受ければ控除を受けることができます。

「障がい者控除対象者認定書」の申請方法等の詳細は、市社会福祉課へお問い合わせください。

■**対象者** ※介護保険認定調査票にて、それぞれの状態が読み取れることが条件となります。

	特別障がい者	普通障がい者
介護保険認定調査票	重度の認知症(Ⅳ・Ⅲ)	中度の認知症(Ⅱ・Ⅲ)
	6か月以上の寝たきり(B・C)	

例) 現在、介護保険認定調査票において重度の認知症と診断され身体障害者手帳3～6級を所持している場合、「障がい者控除対象者認定書」により、特別障がい者での【障がい者控除対象者認定】を受けられます。



下記に該当する人は、確定申告時に各手帳を提示すると「障がい者控除」対象者と認められるため、上記の「障がい者控除対象者認定書」は不要です。

	特別障がい者	普通障がい者
身体障害者手帳所持者	1級・2級	3～6級
療育手帳所持者	A1・A2	B1・B2
精神障害者保健福祉手帳所持者	1級	2級・3級

特別障害者手当および障害児福祉手当の支給

心身に重度の障がいがある人に手当の支給を行っています。本人や家族の所得状況により対象とならない場合があります。詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

特別障害者手当

- 月額** 26,620円(平成27年4月1日現在)
- 対象**
 - ・障害基礎年金の1級程度の障がいを有するため、日常生活で常に特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の人
 - ・在宅で生活している人(施設入所、入院している人は対象外)

障害児福祉手当

- 月額** 14,480円(平成27年4月1日現在)
- 対象**
 - ・身体障害者手帳の1級程度の障がいまたは最重度の知的障がいを有するため、日常生活で常に介護を必要とする状態にある20歳未満の人
 - ・在宅で生活している人(施設入所している人は対象外)

身体障害者手帳認定基準の変更

平成28年1月から滋賀県身体障害者認定基準が肢体不自由分野で一部変更になります。

■**変更点** 「補装具あり」で判定



「補装具なし」で判定に変更

■**変更日** 平成28年1月以降に市に申請があったものから適用

※詳細は下記をご覧ください。

・滋賀県ウェブサイト

URL <http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shogai/shinsyoutetyou/ninteikijyun.html>

問 市 社会福祉課(山東庁舎)
☎55-8102 FAX55-8130